

第15回住民・福祉・教育小委員会（議事概要）

日 時 平成15年5月21日（水） AM9：30～PM3：45

場 所 弥栄町役場

出席者数 14人

傍聴者数 6人

主な議題

- (1) 協議第1号 19-11 国民健康保険の取扱い（継続協議）
- (2) 協議第2号 19-11 国民健康保険の取扱い（その2）
- (3) 協議第3号 19-16 各種社会福祉事業等の取扱い（その10）
- (4) 協議第4号 19-18 病院、診療所の取扱い
- (5) その他
- (6) 次回の議題
- (7) 次回の小委員会の予定

議事経緯

会議成立確認

正副委員長の選任

大宮町及び丹後町、弥栄町町会議員選挙に伴う委員の変更、またそれによる委員長の選任について

委員の交替	大宮町	石河良一郎委員	⇒	荒田寛康委員
	丹後町	平井芳一委員	⇒	瀬川善磨委員
	弥栄町	木本 勇委員	⇒	久江晶夫委員

委員長の交替	弥栄町	木本 勇委員	⇒	大宮町	荒田寛康委員
副委員長の交替	大宮町	石河良一郎委員	⇒	弥栄町	久江晶夫委員

議事

(1) 協議第1号 19-11 国民健康保険の取扱い（継続協議）・・・確認

主な意見

委員 国民健康保険税については、緩和措置も設けられており調整案どおりでよい。

委員 値上がりするといっても無理な金額ではないし、上がるものもあれば下がるものもあり、安心して医療が受けられるなら少しの値上げもやむを得ない。

委員 基金については調整案で7年、丹後町の基準で行くと3年でなくなるということ

だが、新市での積立というのは入っていないのか。

部 会 できるだけ低い設定を考えたもので、本来基金を使い切るのは適正な会計とは言えない。府内の他の市の平均では1人74,000円、町村でも1人62,000円となっている。提案している金額は他より低い金額だが、適正な保険料を考えると他の市町村なみにして行かねばならないのではと考える。

(2) 協議第2号 19-11 国民健康保険の取扱い(その2)・・・確認

主な意見

委 員 乳幼児医療で、一つの医療機関で一月にかかる200円の医療費を、役場保健課等の窓口で返すという償還払いについて廃止の方向ということだが、それをして財政的にどれくらい変わるのか。

委 員 資料ではたいした金額ではないので、廃止でよいのではないか。

委 員 子どもの病気には親が責任を持ち、その代価として一部負担金を払うということで、償還払いは廃止でよいと考える。

部 会 200円の償還払いのための事務がかなり煩雑である。

委 員 峰山町と久美浜町が実施していない訳はどうか。

部 会 一部負担金は徴収した方がよいとの考えからである。

事務局 京都府が制度を設けた時には、各方面の方々との話し合いの中で、一定の負担を持つことで親としての自覚が生まれるのではといったことがあった。全国的には一割負担としているところもある。

(3) 協議第3号 19-16 各種社会福祉事業等の取扱い(その10)・・・確認

委 員 配食サービスで、町により対象者や一食当たりの単価が違っており、特に網野町は単価が高いがどうか。

部 会 網野町は、他町とメニューが違う。対象者については、概ね65歳以上の単身者、高齢者のみの世帯で料理困難な方などを対象とすることを検討している。

委 員 網野町の総事業費の内訳はどうなっているか。

部 会 社会福祉協議会に委託しているが、大半は配食サービスにたずさわる人の人件費となっている。

委 員 網野町は、レポートに併設された全国的に見ても有数の厨房施設であり、合併を機に活用できたらいいと考える。

委 員 網野町は単価が高いが、公営でやることと民間でやることの兼ね合いはどうか。

部 会 網野町は食の中味が栄養管理メニューとなっている。網野町では1食当たり1,000円から1,200円で利用者負担は400円となっているが、他町では900円で360円負担、600円で240円負担、500円で200円負担となっており、人件費や配送費は委託料に含まれているが、民間業者の努力で低コストとなっている。

委 員 都会では一つ450円くらいの弁当でも利益があると聞くが。

- 部 会 配食サービスは、利用者の状況が確認できるのが大きなメリットである。民間業者でもそういった付加価値を付けたサービスとなっており、単価が高い安いの問題ではない。網野町については、糖尿病食、透析食といった対応もしている。
- 委 員 敬老会で、各町一人当たりの補助額に違いがあるがどうか。
- 部 会 町が一括してやっている場合と、地区が実施し補助している場合とがあり、新市移行後は、補助金や実施体制などの位置付けが必要と考える。
- 委 員 身体障害者への町独自の手当てについて、調整結果の峰山町に倣うということは、他の町制度は廃止するということか。他町は対象者が本人なのに対し、峰山町は介護者ということで制度、事業費が違う。
- 部 会 峰山町以外の町の年金というものは、手帳等を持っている人すべてに支払われているが、峰山町では本当に必要な方、介護をされている方に対する支援としている。部会では、この際廃止という意見もあったが、万遍に支給していくのではなく、本当に必要な方への支給にはこれがよいということになった。
- 委 員 支給条件が各町それぞれだが、どう統一していくか。
- 部 会 一定重度の方、身障者手帳 1、2 級、知的障害 A 判定、精神障害者福祉手帳 1 級の人などから該当者を洗い出し、介護の状況にある方と考えている。
- 委 員 出産祝金のまったくない町があり、また金額的に差が大きいなど、新市で調整するというのは問題が出るのではないか。
- 部 会 少子化や定住促進など、各町の施策によって額が違うが、新市でもこういったことは必要と考えた。

(4) 協議第 4 号 19-18 病院、診療所の取扱い・・・・・・・・確認

- 委 員 新市に移行後の、弥栄病院・久美浜病院の医師確保についてはどういう検討がされたのか。
- 部 会 弥栄病院は京都大学系列、久美浜病院は京都府立医大から医師派遣を受けているが、平成 16 年度から各大学で 2 年間の卒後研修が実施されることに伴い、その指導的立場の医師として一定の経験を積んだ医師が必要とされ、各大学とも医師の引き上げにかかっており、一層医師確保は難しい状況である。地域医療は行政責任であり、各大学、京都府と相談しながら考えていきたい。
- 委 員 弥栄病院と久美浜病院医師の人事交流は可能か。
- 部 会 診療科によっては可能かと思うが、今考えられるのは患者の紹介、診療材料の共同購入、高度医療機器の共同利用などで、医療施設運営の効率化や医療体制の向上と合わせて交流を図っていききたいが難しいと考える。
- 委 員 調整案に書かれている「地方独立行政法人」というのは、公設民営化ということか。また、新市建設計画には、その移行について打ち出すのか。
- 事務局 4 月 25 日に国会に「地方行政独立法人法」が提出された。これは、地方公営企業法による事業などを対象に法人化できるとしたもので、資産と人員のすべてを一つの法人に移行し独立採算で運営するもので、経営の透明性を高めることが主な目的とされた制度である。また、新市建設計画には「地方独立行政法人制度の導

入に向けての検討」と明記している。

委員 与謝の海病院は、与謝 1 市 4 町の病院との認識があり、合併に際し京都府には弥栄病院と久美浜病院の医師の確保について保証していただきたい。また、宇川診療所についてはどうなっているか。

部会 この 4 月、弥栄病院は京都府から自治医大の医師の派遣を受けている。宇川診療所は現在「愛心会」の運営で、丹後町では宇川地域に一つの診療所ということで休日夜間診療に伴い 800 万円の財政支援が行われているが、へき地医療の確保のためと認識している。

委員 丹後 6 町の病院の中では 2 次救急医療までしかできておらず、それ以上は与謝の海ということも必要と考える。また丹後の各病院で専門性が持たせられないか。

部会 こちら辺では、京都第一日赤救急救命センターが 3 次救急医療で、与謝の海からヘリコプターで運ぶようになってきている。3 次救急医療には莫大な経費がかかるため、2 次救急医療体制の中で高度医療を考えていくことになるかと考える。また、専門性は丹後に必要だが、弥栄病院・久美浜病院の系列大学が違うので難しいと考える。

委員 赤字はどうやったら解消できるか。

部会 病床稼働率が上がれば、何とかやっていける。

委員 ベッド数が多いのではないか。

部会 福祉施設のベッド数は不足しており、今年 8 月に一般病床と療養型病床とを明確に位置づけなければならなくなり、病院体制の一つの分岐点と考える。

委員 医療機器の整備・更新についてはどう考えているか。

部会 医療機器がある程度揃っていないと医師の派遣が受けられない。新市では、医療機器の一定の適正配置が検討されるべきと考える。

委員 病院の交付税算定額は市になっても同額が見込めるか。

部会 交付税の額は、新市になっても変わらない。

(5) その他

委員 人口が 3 万人以上で市になれるという、合併特例法の特例要件の延長の話が出ているが、以前理事者が 4 月 1 日合併もというような話をされたことがあるが、延長の法律が国会を通過した場合、3 月 1 日を 4 月 1 日するメリットがあるか。

事務局 平成 16 年 3 月の 1 ヶ月のために、新市の会計年度を組まねばならず、それに対する事務が非常に煩雑となるとのデメリットがある。

委員 国保税の緩和措置については丹後町の区域に在住しているということが要件なので、地域を出た場合には受けられないということを住民に周知していただきたい。

事務局 住民説明会で理解を願う。

(4) 次回の議題について

協定項目の協議について

(5) 次回の小委員会の予定

第16回住民・福祉・教育小委員会

日 時 平成15年6月11日(水)午前9時30分～

場 所 アグリセンター大宮

文責 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会事務局

(速報のため、事後修正の可能性あり)